

議案第36号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年5月31日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の99の項の次に次のように加える。

99の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の容積率の特例認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき。
--	-------------------	---------------	----------

別表第1の103の項の次に次のように加える。

103の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
---	------------------	----------------	----------

別表第1の106の2の項の次に次のように加える。

106の3 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき 160,000円	許可申請のとき。
---	--------------------------	----------------	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

建築物の容積率の特例認定申請手数料等を定める必要がある。